



転勤決定!

転勤時の留守宅管理は実績No.1[※]のリロにお任せください!

※当社調べ

皆様だけのお得な割引特典!

管理委託申込料⇒**無料**

管理事務手数料⇒**20% OFF**

《お問合せ先はこちら》



株式会社 **リロケーション・ジャパン**

留守宅セールスユニット 企画営業第1グループ宛

TEL:0120-989-870 E-mail:forrent@relo.jp

(受付9:30~17:30 定休日なし。年末年始を除く)

※お問合せ時には必ずチラシを見たとお伝えください。ご提携割引、特典のご案内をさせていただきます。

簡単なサービス説明の**動画**も
ご用意しております。
ご視聴はこちらから▶▶



お問合せ・資料請求を
ご希望の方はこちらから▶▶



無料訪問査定キャンペーン実施中!

キャンペーン締め切り
2022年8月31日まで

もれなく

短期・長期での賃貸運用をお考えの方で、キャンペーンにお申し込みいただいた方全員に

QUOカード5,000円分をプレゼント!



Point1 丸ごと安心「**転貸借契約**」

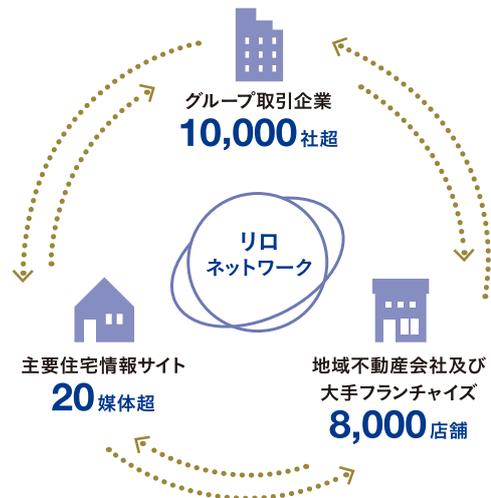
- オーナーの直接契約先はリロ。そしてリロが当事者として入居者（転借人）と契約
- 入居者対応窓口は当然として、賃料滞納・明渡し交渉等の**法律行為**についても、リロが当事者として対応

法人企業において、貸主が国内非居住者（海外在住者）の物件を賃借することは源泉徴収義務が発生するため敬遠されがちです。一方、転貸借契約型は、法人企業の契約先はリロ（国内）の形態を実現するため、直接契約のケースに比べ法人契約の可能性が高まります。



Point2 どうせ貸すなら「**優良入居者**」

- 福利厚生代行グループのリロだからできる1万社を超える法人集客チャネル（社宅管理・社宅仲介サービス、海外赴任サービス等）
- 国内最大級の不動産ネットワーク約8,000店舗
- SUUMO・HOME'S・at homeなど、大手住宅情報サイトへの掲載とパノラマ写真やVR動画を含めた豊富な写真掲載
- 独自の不動産流通システムによる仲介不動産会社向け情報発信と各種キャンペーンの実施



Point3 安心・安全な「**期限付き賃貸**」

一時使用賃貸借契約（借地借家法第40条）

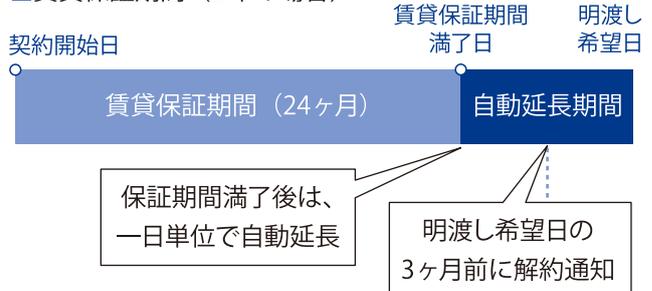
適用対象者

- 転勤によりやむを得ず、マイホームを一時的に賃貸運営される方。但し、持家を複数所有されている方はご利用いただくことができません。

解約要件

- 賃貸保証期間を過ぎていること
- ご自身、もしくはご家族が帰任し生活の拠点として入居すること
- 明渡し希望日の3ヶ月前までに予告すること

■賃貸保証期間（2年の場合）



■実際の赴任期間

